

解体工事業における実務経験年数の取り扱いについて(例示)

解体工事業の新設について定めた「建設業法等の一部を改正する法律」が平成28年6月1日に施行されます。これに伴い、平成33年3月31日までの間は、とび・土工事業の専任技術者(既存の者に限る)も解体工事業の専任技術者とみなす経過措置が設けられます。

つきましては、この経過措置を適用し、平成28年6月1日以降に、解体工事業又はとび・土工事業の新規申請等(許可換え新規、般特新規、業種追加申請及び専任技術者の変更の場合を含む)を行う際に、実務経験により一般建設業許可の専任技術者になる場合の例示(主に建設業法第7条第2号「ロ」該当の10年経験のケース)は以下の通りです。

経過措置期間

	平成28年6月1日 (施行日)	平成33年4月1日
	← 以降 →	← 以降 →
A	<p>10年 とび(解体以外) 技術者A</p> <p>既存の者に該当</p>	<p>専任技術者(とび※1) ○</p> <p>専任技術者(解体※2) ○(経過措置により) ×(経過措置終了により)</p> <p>技術者Aによる2業種の兼任可。</p> <p>○は専任技術者になれる。 ×は専任技術者になれない。 (以下同じ)</p>
B	<p>10年 解体 技術者B</p> <p>既存の者に該当(但し、施行日時点で既に解体工事業の専任技術者の要件を満たしており、経過措置を適用する必要なし)</p>	<p>専任技術者(とび※1) ○</p> <p>専任技術者(解体※2) ○</p> <p>技術者Bによる2業種の兼任可。</p>
C	<p>8年 2年 解体 + とび(解体以外) 技術者C</p> <p>既存の者に該当</p>	<p>専任技術者(とび※1) ○</p> <p>専任技術者(解体※2) ○(経過措置により) ×(経過措置終了により)</p> <p>技術者Cによる2業種の兼任可。</p>
D	<p>8年 4年 解体 + とび(解体以外) 技術者D</p> <p>既存の者に該当</p>	<p>専任技術者(とび※1) ○</p> <p>専任技術者(解体※2) ○(経過措置により) ×(経過措置終了により)</p> <p>○(建設業法第7条第2号ハ該当(※3))</p> <p>解体※2については、経過措置又は※3のいずれによっても専任技術者になれる。また、いずれの場合も技術者Dによる2業種の兼任可。</p> <p>※3による場合は、技術者Dによる2業種の兼任可。</p>
E	<p>8年 2年 とび(解体以外) + 解体(1年) 解体(1年) 技術者E</p> <p>既存の者に該当せず</p>	<p>専任技術者(とび※1) ×</p> <p>専任技術者(解体※2) ×</p> <p>(実務経験が施行日をまたいでいるケース) →施行日時点で要件を満たしていないため、経過措置の適用を受けません。</p>
F	<p>2年 8年 解体 + とび(解体以外)(7年) とび(解体以外)(1年) 技術者F</p> <p>既存の者に該当せず</p>	<p>専任技術者(とび※1) ○</p> <p>専任技術者(解体※2) ×</p> <p>(実務経験が施行日をまたいでいるケース) →施行日時点で要件を満たしていないため、経過措置の適用を受けません。</p>

※1 解体工事業を除く、いわゆる新とび・土工事業を指す。なお、新とび・土工事業の実務経験年数は、旧とび・土工事業の全ての実務経験年数とする。

※2 解体工事業を指す。なお、解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工事業の実務経験のうち解体工事に係る実務経験年数とする。

※3 建設業法施行規則第7条の3第2号の表「解体工事業」の下欄中「7」とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有するもの」に該当

・上記例示の場合において、「×(=専任技術者になれない)」表示があるものについて、経過措置期間中に不足している実務経験を積み重ねることにより専任技術者としての要件を満たす場合は、経過措置期間中に「専任技術者の有資格区分の変更」を行うことにより、経過措置終了後も解体工事業の専任技術者として認められます(この場合「様式第9号 実務経験証明書」の作成が必要)。

例えば、上記「C」(解体※2)又は「D」(解体※2)の場合において、経過措置期間中に、解体の実務経験を2年以上積み重ねること、解体工事業に係る建設業法第7条第2号「ロ」該当の専任技術者としての要件を備えることとなります。

・平成28年5月31日までに請け負った旧とび・土工のうち解体の実務経験のみ実務経験期間の重複が認められます。